

母子生活支援施設

桑名山崎苑



保育士

松田

佳子

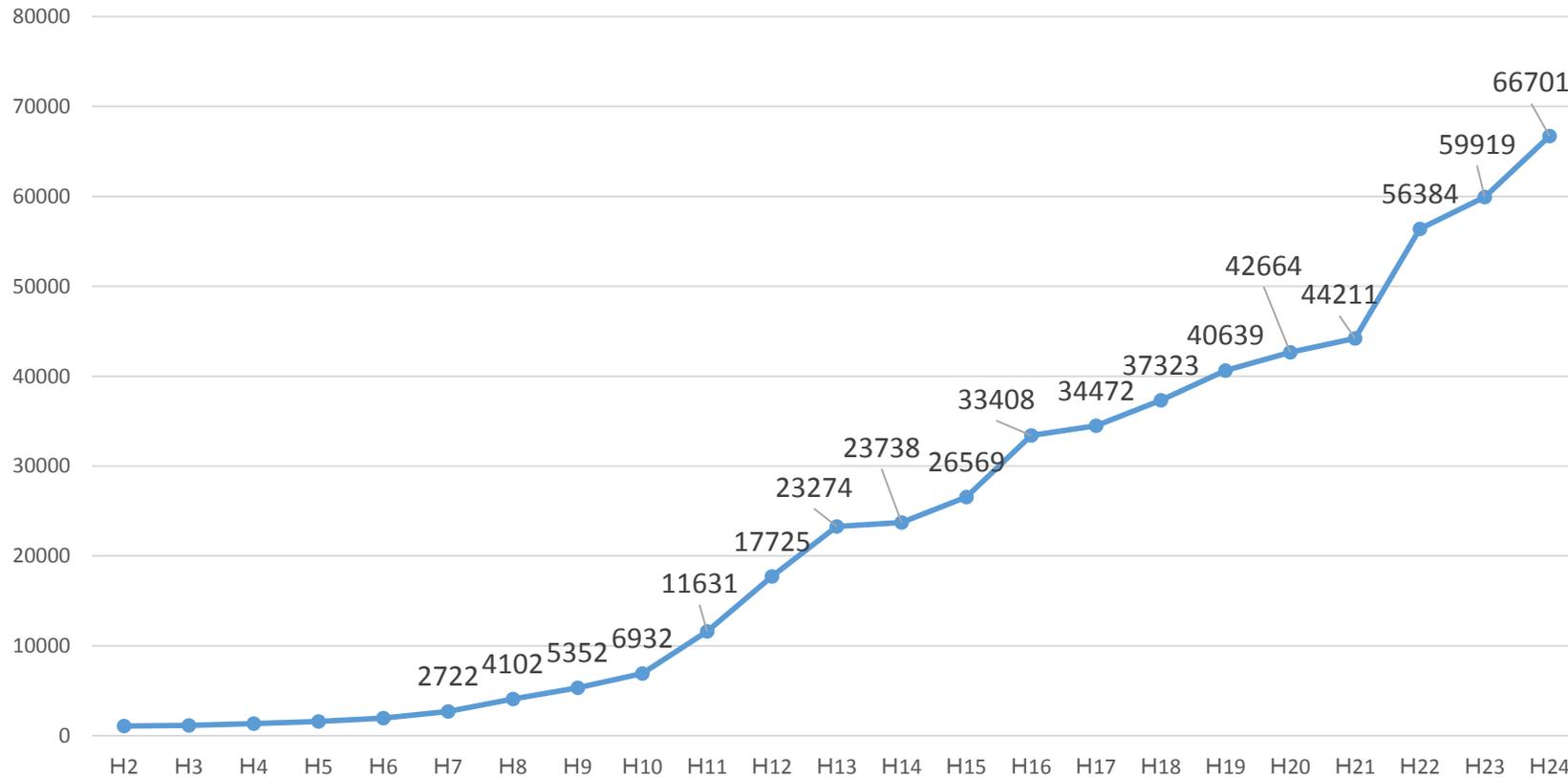
子育て世帯を取り巻く状況

- 児童虐待相談件数の増加
- DV相談件数等の増加
- ひとり親世帯の増加
- 子どもの貧困



子育て世帯を取り巻く状況

児童相談所における児童虐待相談対応件数

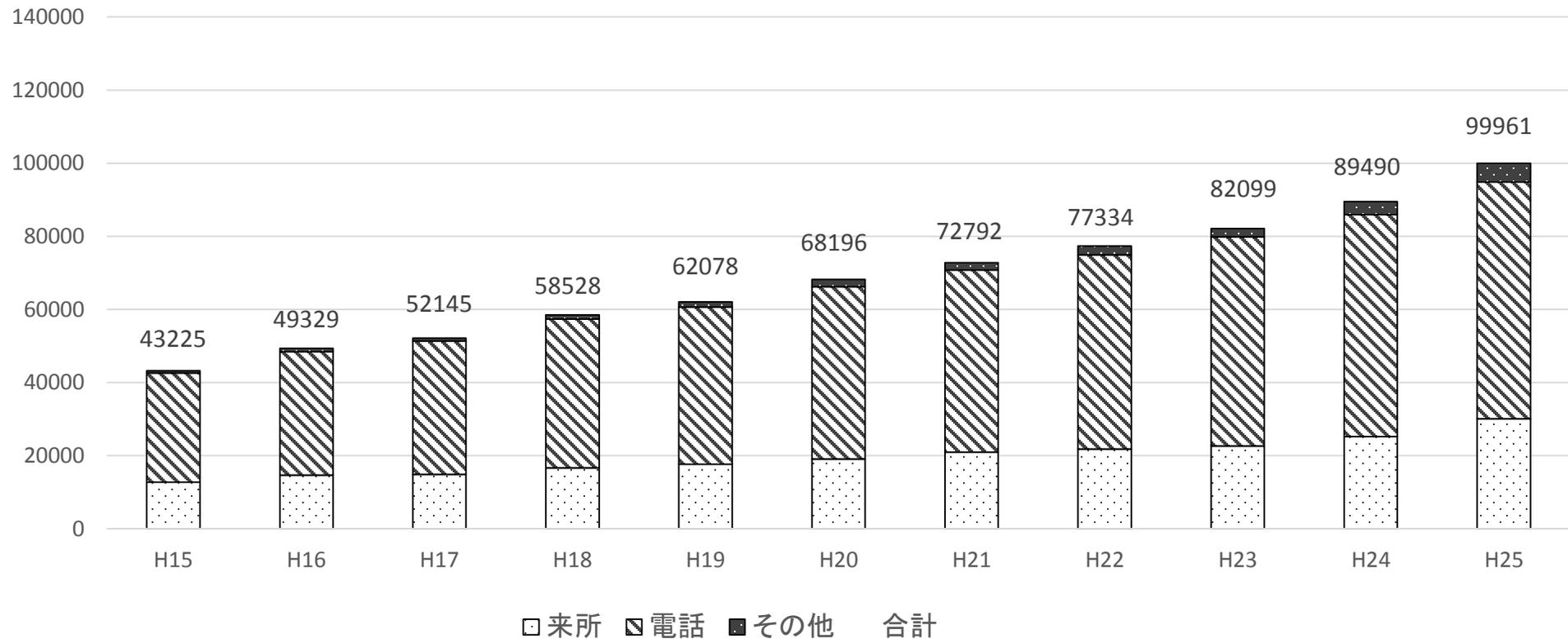


*平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

出典) 厚生労働省資料

子育て世帯を取り巻く状況

配偶者暴力相談支援センターにおける相談数



出典) 内閣府男女共同参画局資料
(備考) 配偶者暴力防止法に基づき、都道府県の婦人相談所など適切な施設が、支援センターの機能を果たしています。市町村が設置している支援センターもあります。平成25年4月1日から26年3月31日の間、全国の支援センター238か所(うち市町村設置の支援センターは64か所)における件数です。

子育て世帯を取り巻く状況

母子家庭・父子家庭の現状

		母子世帯	父子世帯
1	世帯数（推計値）	123.8万世帯	22.3万世帯
2	ひとり親世帯になった理由	離婚 80.8% 死別 7.5%	離婚 74.3% 死別 16.8%
3	就業状況	80.6%	91.3%
	うち 正規の職員・従業員	39.4%	67.2%
	うち 自営業	2.6%	15.6%
	うち パート・アルバイト等	47.4%	8.0%
4	平均年間収入（母又は父自身の収入）	223万円	380万円
5	平均年間就労収入（母又は父自身の就労収入）	181万円	360万円
6	平均年間収入（同居親族を含む世帯全員の収入）	291万円	455万円

資料：平成23年度全国母子世帯等調査

*上記は、母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数。

母子のみにより構成される母子世帯数は約76万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約9万世帯。（平成22年国勢調査）

*「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成22年の1年間の収入。

子育て世帯を取り巻く状況

所得の種類別一世帯当たり平均所得金額

	総所得	稼働所得	公的年金 恩給	財産所得	年金以外の 社会保障 給付金	仕送り 企業年金 個人年金 その他の 所得	世帯人員 1人当たり 平均所得金額
母子世帯	243.4万円	179.0万円	7.6万円	1.7万円	49.3万円	5.8万円	91.8万円
児童のいる世帯	673.2万円	603.0万円	29.1万円	11.5万円	23.2万円	6.3万円	163.8万円
全世帯	537.2万円	396.7万円	102.7万円	16.4万円	8.6万円	12.8万円	203.7万円
高齢者世帯	309.1万円	55.7万円	211.9万円	22.2万円	2.5万円	16.8万円	197.6万円

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「平成 25 年度国民生活基礎調査」

(注) 所得は、平成 24 年 1 年間の所得である。

母子生活支援施設の利用者

心理的課題

DV被害

児童虐待

夫からの遺棄

夫の行方不明や拘留

外国人の母子など

事情がある女性で養育すべき児童を有している世帯

運営方針

1.自立支援

- 経済的自立・・・就業相談・紹介・職業選択の相談
- 社会的自立・・・母と子の願いや要望を受け止め、安心・安全な環境の中で生活課題への取り組みを支援し、又安定した生活ができるように支援する。

2.人権侵害防止

- 人権侵害行為に対して、許さないという姿勢を示す。
- 施設職員をはじめ、関係者からの二次被害の人権侵害も許されない。
- 入所者の方々のプライバシー・個人情報保護について、コンプライアンス(法令遵守)に努める。

3.運営・資質の向上

- 入所者支援のために、常に施設運営の自己点検と職員の資質向上を図る。
- 職員に求められる支援・課題が多様で増加してきた。それらに対して、最適な支援を進めるためにも、研修会・学習の機会を通じて支援技量の向上に努める。

4.アフターケア

- 母と子の退所後も、地域での生活を見守り、関わりを持ち、生活を支える。

5.地域・他機関との関わり

- 母子生活支援施設は、施設のみにとどまらず、行政や地域の関係機関・団体と協働して、母と子の支援を行う。

利用者支援

母への支援・子どもへの支援

母への支援

入所時の支援
就労支援
家事支援
病気やトラウマ
（愛着障がい）への支援
障がい者への支援
外国籍の人への支援
法的支援など

子どもへの支援

乳幼児
病児保育
虐待などの危機対応
発達支援
補完保育

小中高生
学童保育
学習支援

利用者支援

利用者同士のコミュニケーション



関係機関との連携



職員の心構え

- 一人ひとりの人生・生き方・家族の生活を尊重する
- あるがままを受け入れる
- 一人ひとりのニーズを受け入れる
- 子ども・母親が職員と安心して話ができるようにする

具体的にはどんな支援をしているの？

- 入所時支援の事例
- 法的支援の事例
- アフターケアの事例



今後の課題

- 外国人利用者への対応
- アフターケア
- 地域との連携



ご清聴ありがとうございました



子ども虐待防止
オレンジリボン運動